

県南広域振興局長告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成21年5月29日

県南広域振興局長 勝 部 修

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 遠野市新穀町8番5、8番6及び35番5の一部、材木町28番26の一部及び182番3並びにこれらの区域に隣接する認定外道路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 遠野市東館町8番12号 遠野市